

成田市イノシシ等防護柵設置費補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、防護柵を設置する者に対し、当該設置に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、農業者が自ら農作物への被害を軽減することを支援し、もって農業者の農業経営の維持及び安定を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) イノシシ等 イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマその他哺乳類に属する野生動物であって、農作物に被害を及ぼすものをいう。
- (2) 防護柵 イノシシ等による農作物への被害を防止するための電気柵（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第74条ただし書の規定により適切に設置されたものをいう。）、フェンス等で、5年以上の使用に耐えられるものであって、イノシシ等の侵入を防止すると認められる構造のものをいう。
- (3) 農業者 耕作面積が30アール以上の農業を営む者又は農作物の販売金額が年間50万円以上である者をいう。
- (4) 受益区域 防護柵を設置することで、イノシシ等の侵入が防止される区域をいう。

(補助対象者)

第3条 イノシシ等防護柵設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する農業者とする。

- (1) 法人にあつては市内に事務所又は事業所を有し、個人にあつては本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象者が自らの農作物への被害を防止するために防護柵を設置する事業のうち、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 防護柵の設置箇所及び受益区域が市内であること。
- (2) 受益区域に、補助対象者が所有又は借用をし、かつ、耕作をしている農地を含むこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、防護柵の設置に要する経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は本市の他の補助制度の適用を受ける経費又は受けた経費として市長が認める経費にあつては、補助の対象としない。

3 補助金は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）ごとに年度につき1回を限度として交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、イノシシ等防護柵設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第1号から第4号まで及び第8号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 農業者であることを証する書類
- (2) 法人にあつては、事務所又は事業所が市内に所在することを証する書類
- (3) 個人にあつては、住民票の写し
- (4) 市税の納付状況を確認できる書類
- (5) 防護柵の設置に要する経費の内訳が記載された見積書又はその写し
- (6) 設置しようとする防護柵の仕様が確認できる書類
- (7) 防護柵及び受益区域の位置図及び配置図
- (8) 当該申請に係る農地を所有し、又は借用していることを証する書類
- (9) 国、県又は本市の他の補助制度の適用を受ける経費又は受けた経費がある場合は、これらの内容が確認できる書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、イノシシ等防護柵設置費補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 交付決定者は、補助金の内容を変更しようとするときは、速やかにイノシシ等防護柵設置費補助金変更申請書（別記第3号様式）に第6条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

(変更の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、イノシシ等防護柵設置費補助金変更決定・却下通知書（別記第4号様式）により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。
（交付の条件）

第10条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。
（実績の報告）

第11条 交付決定者は、補助金に係る防護柵の設置が完了したときは、速やかにイノシシ等防護柵設置費補助金実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 防護柵の設置に要する経費の内訳が記載された領収書又はその写し
- (2) 防護柵の設置の状況が確認できる写真
- (3) 国、県又は本市の他の補助制度の適用を受ける経費又は受けた経費がある場合は、これらの内容が確認できる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（確定の通知）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、イノシシ等防護柵設置費補助金確定通知書（別記第6号様式）により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、イノシシ等防護柵設置費補助金交付請求書（別記第7号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第16条の規定に違反して財産の処分をしたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第12条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

（返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命

ずるものとする。

(財産処分の制限)

第16条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産を、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は取り壊し、若しくは廃棄してはならない。ただし、交付決定者が交付された補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条から第16条までの規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

[別記様式 略]